第九十一条第四号中「者」の下に「（株式移転設立完全親会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、当該株式移転設立完全親会社の監査等委員である取締役となる者を除く。）」を加え、同条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　株式移転設立完全親会社が監査等委員会設置会社であるときは、当該株式移転設立完全親会社の監査等委員である取締役となる者についての第七十四条の三に規定する事項

第九十三条第一項中「又は第四号」を「から第五号まで」に改め、同項第四号中「ニまで」を「ホまで」に改め、同号イ中「取締役」の下に「（株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、監査等委員である取締役を除く。）」を加え、同号中ニをホとし、ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ　監査等委員である取締役　第七十四条の三に規定する事項

第九十三条第一項に次の一号を加える。

五　議案が次のイ又はロに掲げる事項に関するものである場合において、株主が法第三百五条第一項の規定による請求に際して当該イ又はロに定める事項（当該事項が明らかに虚偽である場合における当該事項を除く。）を株式会社に対して通知したときは、その内容

イ　全部取得条項付種類株式の取得　第八十五条の二に規定する事項

ロ　株式の併合　第八十五条の三に規定する事項

第九十四条第一項中「ものに限る」の下に「。第三項において同じ」を加え、同項第四号中「前二号」を「前各号」に改め、「監査役」の下に「、監査等委員会」を加え、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　第七十四条の二第一項の規定により株主総会参考書類に記載すべき事項

第九十四条に次の一項を加える。

3　第一項の規定は、同項各号に掲げる事項に係る情報についても、電磁的方法により株主が提供を受けることができる状態に置く措置をとることを妨げるものではない。

第九十六条第一項中「第三百二十九条第二項」を「第三百二十九条第三項」に、「除く」を「除き、監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である取締役若しくはそれ以外の取締役又は会計参与」に改め、同条第二項中「第三百二十九条第二項」を「第三百二十九条第三項」に改める。

第九十七条第二項中「おける取締役」の下に「（監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。以下この条において同じ。）」を加え、「同条第三項」を「法第三百四十二条第三項」に改める。

第九十八条第一項中「体制は、」の下に「当該株式会社における」を加え、同項第一号中「取締役」を「当該株式会社の取締役」に改め、同項第二号中「損失」を「当該株式会社の損失」に改め、同項第三号中「取締役」を「当該株式会社の取締役」に改め、同項第四号中「使用人」を「当該株式会社の使用人」に改め、同項第五号中「当該」を「次に掲げる体制その他の当該」に改め、同号に次のように加える。

イ　当該株式会社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（ハ及びニにおいて「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制

ロ　当該株式会社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ハ　当該株式会社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ニ　当該株式会社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

第九十八条第四項第一号中「監査役」を「当該監査役設置会社の監査役」に改め、同項第二号中「使用人の」の下に「当該監査役設置会社の」を加え、同項第四号中「その他」の下に「当該監査役設置会社の」を加え、同号を同項第七号とし、同項第三号中「取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他」を「次に掲げる体制その他の当該監査役設置会社」に改め、同号に次のように加える。

イ　当該監査役設置会社の取締役及び会計参与並びに使用人が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制

ロ　当該監査役設置会社の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制

第九十八条第四項第三号を同項第四号とし、同号の次に次の二号を加える。

五　前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

六　当該監査役設置会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

第九十八条第四項第四号を同項第七号とし、同項第三号を同項第六号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　当該監査役設置会社の監査役の第一号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

第百条第一項中「体制は、」の下に「当該株式会社における」を加え、同項第一号中「取締役」を「当該株式会社の取締役」に改め、同項第二号中「損失」を「当該株式会社の損失」に改め、同項第三号中「取締役」を「当該株式会社の取締役」に改め、同項第四号中「使用人」を「当該株式会社の使用人」に改め、同項第五号中「当該」を「次に掲げる体制その他の当該」に改め、同号に次のように加える。

イ　当該株式会社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（ハ及びニにおいて「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制

ロ　当該株式会社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ハ　当該株式会社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ニ　当該株式会社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

第百条第三項第一号中「監査役」を「当該監査役設置会社の監査役」に改め、同項第四号中「その他」の下に「当該監査役設置会社の」を加え、同項第七号とし、同項第三号中「取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他」を「次に掲げる体制その他の当該監査役設置会社」に改め、同号に次のように加える。

イ　当該監査役設置会社の取締役及び会計参与並びに使用人が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制

ロ　当該監査役設置会社の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制

第百条第三項第三号を同項第四号とし、同号の次に次の二号を加える。

五　前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

六　当該監査役設置会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

第百条第三項第二号の次に次の一号を加える。

三　当該監査役設置会社の監査役の第一号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項